



名護市公告第 73 号

平成 27 年 9 月 4 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 稲嶺 進



1 入札に付する事項

1	工事名	名護市公共下水道9号汚水枝線機械設備工事（その336）
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市字宮里地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～平成27年12月18日
5	概要	機械設備工事 一式
6	入札日時	平成27年9月17日（木）午前10時30分
7	入札場所	第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	7,398,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	平成27年9月11日（金）正午12時
13	工事内容に関する 質問締切日	平成27年9月16日（水）正午12時
14	質問に対する回答	平成27年9月16日（水）
15	指名通知日	平成27年9月15日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査室 工事関係：下水道課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事B級に登録されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑤ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級管工事施工管理者、技術士、給水装置工事主任技術者、職業能力開発促進法に定める技能検定合格者、建築設備士、計装）」
- ⑥ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑧ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑨ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑪ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑫ 本案件を落札した場合においても落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 位置図（336）
- ⑧ 再入札参加に当たっての注意事項
- ⑨ 函面（その336）
- ⑩ 数量計算書（その336）
- ⑪ 平成27年2月新単価適用について

4 提出書類

次に掲げる書類を平成27年9月11日（金）正午12時までに工事契約検査室へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し

(3) 専任技術者証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては平成27年9月15日(火)に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面(任意)により、担当課まで提出してください。